

令和8年度

自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等
への主な助成制度

新潟市 東区役所 地域課

目 次

No.	制 度 名	ページ
1	新潟市自治会等事務委託	1
2	自治会等集会所施設借上補助金	1
3	自治会等集会所用地借上補助金	1
4	自治会等集会所建設費補助金	2
5	自主防災組織結成助成	2
6	自主防災組織活動助成金	3
7	防災土育成助成金	3
8	新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険	4
9	防犯灯設置補助金	4
10	防犯灯電気料補助金	5
11	校区交通安全推進協議会育成補助金	5
12	クリーンにいがた推進員制度	5
13	ごみ集積場設置等補助金	6
14	地域清掃活動費等補助金	6
15	ごみ出し支援事業支援金	6
16	集団資源回収活動奨励金	7
17	古紙行政収集地域活動支援金	7
18	敬老祝会助成事業	8
19	地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）	8
20	地域の茶の間支援事業（週1回以上）	9
21	住民主体の訪問型生活支援	9
22	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	10
23	応急排水ポンプ維持管理費助成	10
24	私道等整備費助成	11
25	自治会除雪助成	11
26	新潟市歩道除雪奨励金交付制度	12
27	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度	12
28	新潟市緑化活動推進事業	13
29	公園愛護協力費	13
30	市民活動保険	14
31	地域活動補助金（地域活動補助）	14
32	地域活動補助金（設備整備補助）	15
33	地域コミュニティ協議会運営助成金	15
34	地域コミュニティ協議会事務所借上補助金	15
35	新潟市スポーツ振興会補助金	16
36	新潟市景観形成推進組織の認定と助成	16
37	空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ）	17
38	新潟市バス停上屋等整備事業補助金	17

制度等名称	自治会等集会所建設費補助金				Nº	4
助成等対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入又は修繕を行う場合に要する経費の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	<p><建設費補助> 補助率：1／2 基準単価：125,000円（限度） 限度額：800万円（500世帯以上かつ250㎡以上の大規模集会所は1,200万円）</p> <p><修繕費補助> 補助率：1／3 限度額：100万円（ただし30万円に満たない場合は補助対象としません。）</p>					
申請期間等	建設費新規・借上内容の変更については、前年度の8月末までに事前相談が必要です。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会				
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

3. 防災・防犯・交通安全に関する助成制度

制度等名称	自主防災組織結成助成				Nº	5
助成等対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。					
助成額・補助の条件等	<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与します。（ヘルメット、担架など）</p> <p>ただし、複数の自治会・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治会等ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とします。</p> <p>限度点数 = 50,000点 + 50点 × 加入世帯数</p> <p>ただし、1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします。</p> <p>また、1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します。</p>					
申請期間等	申請期限：自主防災組織結成の届出後、1年以内					
交付対象団体	自主防災組織					
問い合わせ先	東区	総務課		025-250-2720	窓口No.	51

制度等名称	自主防災組織活動助成金					Nº	6
助成等対象	<p>自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合に、防災資機材及び防災訓練に要した経費を対象に4分の3の額の助成金を交付します。</p> <p>新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合には、上記に加え、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額し、助成金を交付します。</p>						
助成額・補助の条件等	<p>条件：自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合</p> <p>【通常の訓練の助成限度額】</p> <p>5～19人 5000円 20人～29人 10,000円 30人～300人 20,000円 301人～500人 25,000円 501人以上 30,000円 を上限とします。</p> <p>【新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合の助成限度額】</p> <p>5～19人 10,000円 20人～29人 15,000円 30人～300人 25,000円 301人～500人 30,000円 501人以上 35,000円 を上限とします。</p> <p>助成対象経費：防災訓練に要した経費、訓練資機材の購入費 ※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会等ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。なお、一定の要件を満たす場合は2回目まで助成できます。</p>						
申請期間等	申請期限：訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後1カ月以内に実績報告書の提出が必要です。						
交付対象団体	自主防災組織						
問い合わせ先	東区	総務課		025-250-2720	窓口No.	51	

制度等名称	防災士育成助成金					Nº	7
助成等対象	<p>地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します。</p> <p>※防災士...特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた人</p>						
助成額・補助の条件等	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士教本代 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認証登録料 ・日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用 <p>【助成額の上限】</p> <p>上記対象経費の1/2（3万円を限度とする）</p> <p>※予算の限りでの助成となります。</p>						
申請期間等	申請期限：対象経費納入前に交付申請書を各区担当課へ提出してください。						
交付対象団体	自主防災組織	コミュニティ協議会	自治会・町内会				
問い合わせ先	東区	総務課		025-250-2720	窓口No.	51	

制度等名称	新潟市避難行動要支援者支援制度賠償保険				Nº	8
助成等対象	<p>災害時、避難支援等の活動中に、避難行動要支援者または第三者に怪我を負わせたり、物を壊したりして損害賠償責任を負った際の補償です。</p> <p>【補償対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・町内会、自主防災組織など、災害時避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援を行う地域団体 個別避難計画に、支援者として記載された個人、地域団体の役員 <p>【補償対象事故】</p> <p>避難支援等の実施者が避難支援等の活動中、他人に身体傷害又は財物損壊等を与え、市又は避難支援等実施者が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の事故</p>					
助成額・補助の条件等	<p>【補償内容】</p> <p>身体賠償 1人につき1億円、 1事故につき1億円</p> <p>財物賠償 1事故につき1億円</p>					
申請期間等	事故発生後速やかに事故発生通報書を提出してください。※事前の加入手続きは不要です。					
交付対象団体	自治会・町内会	自主防災組織	その他			
問い合わせ先	東区	総務課		025-250-2720	窓口No.	51

制度等名称	防犯灯設置補助金				Nº	9
助成等対象	自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	<p><環境配慮型防犯灯> 補助率：設置費の1/2 限度額：1灯当たり30,000円 補助対象外：60Wを超える防犯灯の新設 「環境配慮型防犯灯」以外の防犯灯（蛍光灯・水銀灯など）の新設・取替</p> <p><専用柱> 補助率：設置費の1/2 限度額：1本当たり33,000円</p> <p>※環境配慮型防犯灯とは、従来の蛍光灯・水銀灯などに比べて光源が長寿命で省電力の防犯灯（LED灯など）のことをいいます。</p>					
申請期間等	5月末日までに交付申請書を各区役所へ提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会			
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	防犯灯電気料補助金				№	10
助成等対象	自治会・町内会等が自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	<環境配慮型防犯灯> 補助率：9月分電気料金×12か月（年間電気料の10/10相当） 限度額：1灯当たり、60Wまでの公衆街路灯の電気料 <その他の防犯灯> 補助率：9月分電気料金×6か月（年間電気料の1/2相当） 限度額：1灯当たり、100Wまでの公衆街路灯の電気料					
申請期間等	11月末日までに交付申請書を各区役所へ提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会			
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	校区交通安全推進協議会育成補助金				№	11
助成等対象	各小学校区単位で、小学校、PTA、地元自治会、地元交通安全団体（交通安全協会など）その他を構成員として組織される「校区交通安全推進協議会」の交通安全活動を補助します。協議会の主な活動内容は、街頭指導（児童登校時）や、交差点への横断旗設置、危険箇所点検及び対策の実施（ストップマーク設置）等。 令和7年度、105小学校区で100団体結成予定。（複数の小学校区による合同協議会も少数あり）					
助成額・補助の条件等	均等割：52,000円（複数校区の合同協議会においては、52,000円×校区数） 児童数割：予算総額から各協議会の均等割総額を減じた残額を、結成校区の児童数で按分します。					
申請期間等	申請期限：原則4月3日（ただし、区により異なる場合あり）					
交付対象団体	校区交通安全推進協議会					
問い合わせ先	東区	総務課		025-250-2720	窓口No.	51

4. 循環型社会づくりに関する助成制度

制度等名称	クリーンにいがた推進員制度				№	12																			
助成等対象	自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員（任期1年）を設置し、推進員が活動する事により自治会等の世帯数に応じて協力金を支払います。																								
助成額・補助の条件等	・自治会・町内会等の単位で支給します。 ・活動報告書の提出が必要です。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>世帯数</td> <td>～50</td> <td>51～100</td> <td>101～150</td> <td>151～200</td> <td>201～300</td> <td>301～400</td> <td>401～500</td> <td>501～</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(年額)</td> </tr> <tr> <td>協力金額(円)</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>45,000</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> </tr> </table>						世帯数	～50	51～100	101～150	151～200	201～300	301～400	401～500	501～	(年額)	協力金額(円)	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
世帯数	～50	51～100	101～150	151～200	201～300	301～400	401～500	501～	(年額)																
協力金額(円)	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000																	
申請期間等	届出は随時、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出してください。																								
交付対象団体	自治会・町内会	集合住宅等は 住民活動団体																							
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6																			

制度等名称	ごみ集積場設置等補助金				№	13
助成等対象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会などに対して、ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費用の一部を助成します。					
助成額・補助の条件等	補助率 : 3 / 4 (ごみ集積籠 1 基につき) 限度額 : 15 万円					
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	集積場管理団体				
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

制度等名称	地域清掃活動費等補助金				№	14
助成等対象	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等の団体が行う環境美化活動で使用する用具等の購入、その他当該活動にかかる費用の一部を助成します。					
助成額・補助の条件等	地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 補助率 4 / 5 (補助対象限度額 @ 250円×参加者数×4 / 5) ・清掃活動を実施する前に、区役所の窓口又は廃棄物対策課への事前協議が必要です。 ・他の補助金(緑化活動推進事業など)を活用した活動は除きます。					
申請期間等	・活動が終了した日から1月以内に、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ申請を提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会	その他団体		
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

制度等名称	ごみ出し支援事業支援金				№	15
助成等対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行う団体に支援金を交付します。 支援金の交付を受けようとする団体は、ごみ出し支援事業団体登録申請書兼口座振替申込書を事前に区役所の窓口又は廃棄物対策課に提出し、団体登録をする必要があります。					
助成額・補助の条件等	・燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき150円が交付されます。 ・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 利用者1名への支援で、1日につき600円が交付されます。					
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会	社会福祉協議会	その他団体	
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

制度等名称	集団資源回収活動奨励金				№	16
助成等対象	<p>古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）、古繊維（古布・古着）を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。</p> <p>また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するほか、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います。</p>					
助成額・補助の条件等	<p>・奨励金：回収量1キログラムあたり6円（年4回交付） 奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収活動団体登録申請書兼口座振替申込書を市長に提出し、登録しなければなりません。</p> <p>・保管用倉庫補助金 補助率：1/2 限度額：下限2万円～上限10万円 要件：底面積が2.4㎡以上のもの。（増築の場合は2.4㎡以上）</p> <p>・譲与する用具：看板 （令和5年度でビニールシートの譲与を廃止しました）</p>					
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出してください。 （※地域内での制度の周知についても、上記窓口にご相談ください）					
交付対象団体	自治会・町内会	老人クラブ・PTA	再資源化しようとする団体			
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

制度等名称	古紙行政収集地域活動支援金				№	17
助成等対象	コミュニティ協議会					
助成額・補助の条件等	<p>支援額：月2回の古紙の日に回収した量に応じて1キログラムあたり3円を支援します。 （総額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）</p>					
申請期間等	新規の申請については、事前に廃棄物対策課へご相談ください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会					
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

5. 福祉・衛生に関する助成制度

制度等名称	敬老祝会助成事業				Nº	18
助成等対象	<p>長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、自治会やコミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に対し、かかる経費の一部を助成します。（対象地域が決まっています。）</p>					
助成額・補助の条件等	<p>対象地域：東区、中央区、秋葉区、西区</p> <p>・自治会やコミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に係る経費（事務費、会場費、会場で出される飲食代（アルコールは除く）、祝品代など）に対する助成</p> <p>・かかった経費のうち、1人あたり1,000円を上限に助成</p> <p>ただし、団体ごとに下記上限額の範囲内</p> <p>自治会・町内会：30,000円/団体 コミュニティ協議会：200,000円/団体]</p>					
申請期間等	申請期間：7月1日～7月31日(各区役所健康福祉課が申請窓口となります。)					
交付対象団体	自治会・町内会	コミュニティ協議会				
問い合わせ先	東区	健康福祉課	地域福祉・高齢介護G	025-250-2320	窓口No.	26

制度等名称	地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）				Nº	19
助成等対象	<p>地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います。</p>					
助成額・補助の条件等	<p>○月1回開催：助成上限額 2,500円/月</p> <p>○月2回以上開催：助成上限額 5,000円/月（※）</p> <p>※月2回以上開催する地域の茶の間については、36月以内に週1回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。</p> <p>○地域の茶の間支援事業（週1回以上）の交付を受けている活動主体は原則、助成を受けることはできません。</p>					
申請期間等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会	その他		
問い合わせ先	東区	東区社会福祉協議会		025-272-7721		

制度等名称	地域の茶の間支援事業（週1回以上）					№	20
助成等対象	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週1回以上地域の茶の間を運営する活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の助成を行います。						
助成額・補助の条件等	<p>○初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体</p> <p>○運営経費：事業に係る経費。ただし、もっぱら飲食を目的とする経費は除く。 助成上限額 20,000円/月×実施月数（年間）</p> <p>○地域の茶の間支援事業（地域の茶の間の助成事業）の交付を受けている活動主体は助成を受けることはできません。</p>						
申請期間等	随時						
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会	NPO法人	その他		
問い合わせ先	東区	健康福祉課	地域福祉・高齢介護G	025-250-2320	窓口No.	26	

制度等名称	住民主体の訪問型生活支援					№	21
助成等対象	ボランティア団体、地縁団体、NPO法人等が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、日常の生活支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の一部へ補助を行います。						
助成額・補助の条件等	<p>・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000円/団体</p> <p>・運営経費：利用調整役の人件費、保険料、通信費など（従事者への人件費等の直接経費は除く） 助成上限額 20,000円/月×実施月数（年間）</p>						
申請期間等	随時						
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会	ボランティア団体	NPO法人	その他	
問い合わせ先	東区	健康福祉課	地域福祉・高齢介護G	025-250-2320	窓口No.	26	

制度等名称	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助				Nº	22
助成等対象	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助します。					
助成額・補助の条件等	補助額：補助対象薬剤の単位当りの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量に乗じて得た額の1/2 補助の対象となる薬剤の種類 ・有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤、昆虫成長制御剤、有機塩素系殺虫剤 ・購入前に薬種・散布場所等についてご相談下さい。※農薬、園芸用、アミノ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除きます。					
申請期間等	4月1日～1月末日まで月単位で受付。必要書類を揃えて区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）又は保健所環境衛生課に提出してください。					
交付対象団体	自治会・町内会	連合自治会	コミュニティ協議会			
問い合わせ先	東区	区民生活課	生活環境係	025-250-2285	窓口No.	6

6. 排水ポンプ・私道・除雪に関する助成制度

制度等名称	応急排水ポンプ維持管理費助成				Nº	23
助成等対象	応急排水ポンプの施設について、自治会・町内会が設置し、かつ、これを維持管理する費用のうち、必要と認められた額の一部を助成します。					
助成額・補助の条件等	補助率：4/5以内					
申請期間等	年度当初					
交付対象団体	自治会・町内会					
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

制度等名称	私道等整備費助成				№	24
助成等対象	自治会・町内会が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設（防護柵）新設・取替の工事費を助成します。					
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・助成基準工事費又は当該工事費のいずれか少ない額の1/2 ・家屋連担地域内における幅員2メートル以上のものでかつ次に該当するもの <p>(1)道路の両端が公道に接続 (2)道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続 (3)道路の一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等に通じるもの (4)道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記(1)～(4)の幅員が1.8m以上であれば対象となります。 					
申請期間等	随時（年度内） ※予算枠の範囲で助成					
交付対象団体	自治会・町内会					
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

制度等名称	自治会除雪助成				№	25
助成等対象	自治会・町内会が、除雪協力業者等に依頼し道路の除排雪を行った場合に費用の一部を助成します。					
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械（グレーダー、ドーザ、ローダ等をいう。）で除排雪をしたとき。 （安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む） ...公道除雪の道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会が負担する道路除排雪費とを比較していずれか小さい額とします。以下同じ。）の全額とします。私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○農業用トラクターで除雪をしたとき。 （安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む） ...公道除雪の道路除排雪費の全額とします。 私道等除雪は、1回目は道路除排雪費の2分の1助成、同一路線の2回目以降は4分の3助成とします。 ○排雪運搬用トラックで排雪をしたとき。 （安全確保のために誘導員、又は補助員を付け加えた場合も含む） ...道路排雪費（市が別に定める基準により計算した道路排雪費と自治会が負担する道路排雪費を比較していずれか少ない額）の全額。 					
申請期間等	除雪を行った年度内（降雪状況によっては次年度4月中旬まで）					
交付対象団体	自治会・町内会					
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

制度等名称	新潟市歩道除雪奨励金交付制度				№	26
助成等対象	新潟市管理道路の歩道除雪において、地域コミュニティ協議会・自治会・PTA・NPO等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します。					
助成額・補助の条件等	<p>・補助対象内容……除雪機械(ハンドガイド式)や、スコップ・スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とする。</p> <p>・奨励金の交付額……①基本額として、1人1回あたり500円(1日2回を限度とする) ②実績額として、・除雪延長10m当り130円 ・道路横断箇所除雪1箇所当り130円 ③奨励金は1団体当たり20万円を限度とする。</p> <p>・補助の条件……○交付対象となる積雪深は歩道の積雪が概ね10cmに達している場合とする。 など</p>					
申請期間等	随時					
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	その他			
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

制度等名称	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度				№	27
助成等対象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	<p>・補助対象内容……ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費とする。ただし、中古品は対象外とする。</p> <p>・補助金の交付額……購入に要する費用の2分の1以内の額。 上限額 100万円/団体 下限額 10万円/団体</p> <p>・補助の条件……○購入初年度は、各区建設課が開催する機械操作研修会に参加すること。 ○補助金交付年度から4年間は「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録を行うこと。 ○機械購入日から4年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売払い・譲渡・交換又は廃棄をしてはならない。など</p>					
申請期間等	随時 ※予算の範囲内での助成となりますので、事前に区役所担当課へご相談ください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	その他			
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

7. 緑化等に関する助成制度

制度等名称	新潟市緑化活動推進事業				№	28
助成等対象	公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他5人以上で組織する任意のグループに対し草花の苗・種・球根の購入費を補助します。					
助成額・補助の条件等	<p>補助対象 : 草花の苗・種・球根の購入に対する補助</p> <p>条件 : 活動場所が、公園、道路、河川敷又は公共施設敷地内で外部から植栽が確認できる場所であること。 活動についてはあらかじめ活動場所の管理者に植栽及び維持管理等について許可を得ること。 実施後は適切かつ継続して維持管理を行うこと など。</p> <p>限度額 : 1団体あたり5万円(消費税込み)</p>					
申請期間等	4月上旬に各区役所建設課に申請してください(それ以降でも予算の範囲内で随時受付可)					
交付対象団体	自治会・町内会	コミュニティ協議会	その他非営利団体			
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

制度等名称	公園愛護協力費				№	29
助成等対象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃などの活動や事故などの通報に対する謝礼です。					
助成額・補助の条件等	<p>各地区の公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います。</p> <p>助成額 : 1公園あたり19,000円 + 面積割 100㎡あたり2,500円</p> <p>限度額 : 20万円</p> <p>・公園愛護会は任意の団体であることから、老人クラブ、婦人会等で組織している場合もあるため、自治会・町内会とは必ずしも一致しません。</p> <p>・新規で公園愛護活動する場合は区役所建設課に相談してください。</p>					
申請期間等	活動報告書、口座振込申込書を11月下旬までに各区役所建設課へ提出してください。様式は区役所建設課からお送りいたします。					
交付対象団体	公園愛護会					
問い合わせ先	東区	建設課	管理係	025-250-2610	窓口No.	31

8. その他の助成制度

制度等名称	市民活動保険				№	30
助成等対象	<p>ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。 対象となる活動は以下のとおりです。</p> <p>(1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他地域団体が継続的、計画的に行うボランティア活動</p> <p>(2) 新潟市の主催、共催、依頼事業に従事するボランティアの活動</p>					
助成額・補助の条件等	<p>補償内容【傷害保険】死亡：500万円、後遺障害：15万円～500万円、入院：1日あたり3千円、通院：1回あたり2千円</p> <p>【賠償保険】対人：1事故につき上限1億円、対物：1事故につき上限1億円、受託者賠償：1事故につき上限100万円（自己負担額1万円）</p>					
申請期間等	事故発生後1週間以内に市民活動事故発生通報書を提出してください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	その他			
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	地域活動補助金【地域活動補助】				№	31
助成等対象	<p>【地域活動補助】</p> <p>コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他営利を目的としない団体が行う地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動にかかる経費の一部を補助します。</p>					
助成額・補助の条件等	<p>【地域活動補助】</p> <p>補助率：A型：重点事業 補助率10/10 B型：コミ協広報紙発行事業 補助率3/4 C型：交流事業等 補助率1/2</p> <p>※上記のほか地域コミュニティ協議会重点事業枠を設定（コミ協が選ぶ1事業10/10補助）</p> <p>限度額：地域コミュニティ協議会、自治会・町内会上限20万円、その他の非営利団体10万円（コミ協は、複数の小学校区で構成される場合は40万円、合同で実施する場合は最大60万円）</p> <p>※自治会・町内会・その他団体の場合は、新規事業が対象となります。 ※本市若しくは他の公共団体が行う財政的支援を受けている事業又は申請している事業は対象となりません。（市等の共催事業は、財政的支援とみなします。）</p>					
申請期間等	準備期間を含む事業実施の2週間前までに、交付申請書を各区地域課・地域総務課へ提出してください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	連合自治会	その他非営利団体		
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	地域活動補助金【設備整備補助】				Nº	32
助成等対象	【設備整備補助】 コミュニティ協議会、自治会・町内会及びその連合組織が行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備にかかる経費の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	【設備整備補助】 補助率 : 1 / 2 限度額 : 下限 10 万円～上限 30 万円					
申請期間等	5 月末日までに交付申請書を各区地域課・地域総務課へ提出してください。 ※祭り・交流イベントに関するものは、10 月末日まで（先着順）					
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	連合自治会	0		
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	地域コミュニティ協議会運営助成金				Nº	33
助成等対象	コミュニティ協議会の運営にかかる経費の一部を助成します。					
助成額・補助の条件等	助成額 ・基本補助 50 万円または 70 万円 ・規模加算 2,000 世帯未満 20 万円 4,000 世帯未満 40 万円 4,000 世帯以上 60 万円					
申請期間等	交付申請書を各区地域課・地域総務課へ提出してください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会					
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	地域コミュニティ協議会事務所借上補助金				Nº	34
助成等対象	コミュニティ協議会が運営等にかかる事務を行うため、民間施設を借上げる場合に要する経費の一部を補助します。					
助成額・補助の条件等	補助額 ・家賃 年間 60 万円（周辺家賃相場などによっては増額も可能） ・電気・ガス・水道料金 年間 10 万円 ・借上初年度に限り契約に係る経費 30 万円 補助率 10 / 10					
申請期間等	交付申請書を各区地域課・地域総務課へ提出してください。					
交付対象団体	コミュニティ協議会					
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2120	窓口No.	44

制度等名称	新潟市スポーツ振興会補助金				Nº	35
助成等対象	各地域の小学校区を単位（拠点）として、スポーツ活動を通じた地域住民の親睦と交流を目的に、健康の維持増進・スポーツ人口の拡大を図るため、地域の実情に合わせた各種講習会や親善大会(生涯スポーツ)などの事業を行うスポーツ振興会に対し、補助金を交付しています。					
助成額・補助の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・1 小学校区 10 万円を限度として予算の範囲で交付 ・補助対象：主催事業等開催に要する経費及び事務費 					
申請期間等	年度当初					
交付対象団体	スポーツ振興会					
問い合わせ先	東区	地域課		025-250-2170	窓口No.	42

制度等名称	新潟市景観形成推進組織の認定と助成				Nº	36
助成等対象	一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定します。認定された景観形成推進組織の活動に対して、勉強会などへの市職員の派遣、情報提供など行うほか、助成金交付要綱に基づき助成金を交付します。					
助成額・補助の条件等	<p>【組織の認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該地区内に存する土地及び建築物等の所有者等で構成されていること (2) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと (3) 規則で定める要件を具備する規約が定められていること <p>(※自治会・町内会・協議会に限らず、要件を満たす組織であれば認定できます。)</p> <p>【助成対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 景観形成のための学習会、プランづくり等の調査・研究活動 (2) 景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報紙、パンフレット作成等の啓発活動 (3) その他景観形成のために必要な活動 <p>【助成額】 初回 助成率：10/10、限度額：20万円/年度 2～5回 助成率：1/2、 限度額：10万円/年度</p>					
交付対象団体	景観形成推進組織					
問い合わせ先	都市政策部	まちづくり推進課	景観・庶務グループ	025-226-2707		

制度等名称	空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ）			Nº	37
助成等対象	空き家の有効活用を推進することを目的として、空き家や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する団体に対し、その経費の一部を補助します。				
助成額・補助の条件等	<p>本事業は、補助対象内容等の別により以下2種類から構成されます。</p> <p>【活用】 補助対象：空き家を集会施設等で活用するための改修工事、外構整備工事 補助率等：工事費の1/3、上限100万円（併せて耐震改修を行う場合、上限200万円）</p> <p>【跡地活用】 補助対象：跡地活用のための空き家の除却工事、外構整備工事 補助率等：工事費の1/3、上限50万円</p>				
申請期間等	通年（4～12月を予定）				
交付対象団体	コミュニティ協議会	自治会・町内会	その他非営利団体		
問い合わせ先	建築部	住環境政策課	住環境整備室	025-226-2813	

制度等名称	新潟市バス停上屋等整備事業補助金			Nº	38
助成等対象	バス利用者の増加を図り、地域の移動手段を確保するため、個人や法人、地域団体が必要とするバス停付近のベンチや上屋などを設置する際に経費の半額を補助するものです。				
助成額・補助の条件等	<p>補助対象事業：バス停ベンチ、上屋、情報案内システム 補助対象経費：調査・設計費、材料費、工事費等 補助上限額：ベンチ25万円、上屋400万円、情報案内システム400万円</p>				
申請期間等	申請しようとする場合は、必ず事前に都市交通政策課へご相談ください。				
交付対象団体	個人	法人	地域団体		
問い合わせ先	都市政策部	都市交通政策課	交通ネットワーク推進室	025-226-2753	